

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問

(1) 事業概要について

Q. ふるさとワーキングホリデーとは、どのような取組か。

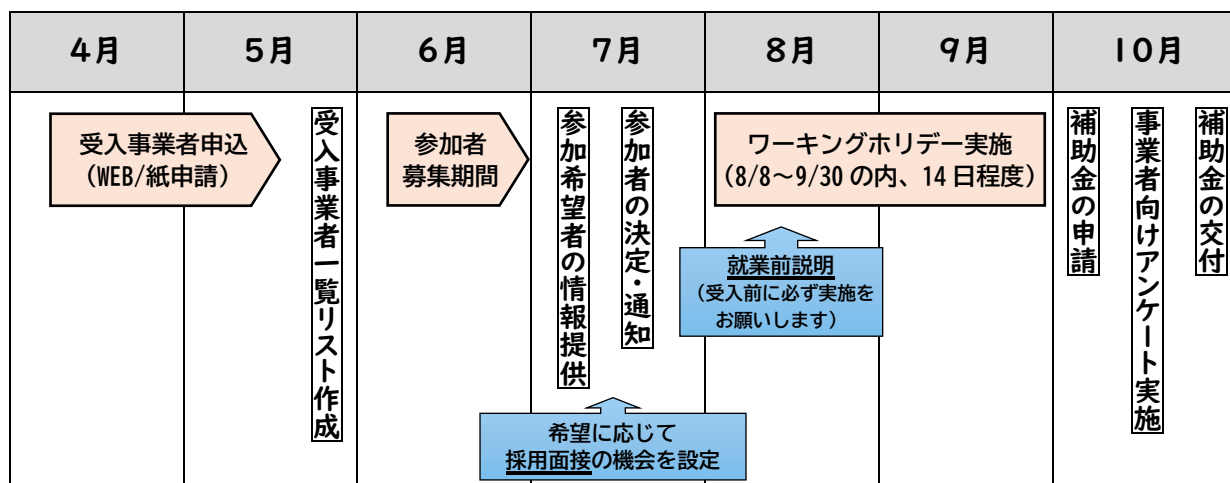
簡単に言えば、「有償で受け入れていただくインターンシップ」と捉えていただけると分かりやすいと思います。雇用契約を結び、給与を支払う形での就業体験となるため、参加者は単なる体験にとどまらず、業務として責任をもって取り組みます。あわせて本事業では、参加者が御社や地域とのつながりを深めることも目的としています。そのため、受入期間中に1回以上、交流企画の実施をお願いしています。
(※交流企画については、5ページをご覧ください)

Q. 市がこの事業を行う目的は。

人口減少が進む中で、市として若者の定住を促進したいと考えています。このたびは身近で顔の見える存在であり、入学者の7割が県外から来られている周南公立大学生の定住を目指した取組として行うこととしました。
この県外から来られている方に定住を考えていただくための第一歩としては、本市への愛着を高める取組が必要と考え、そのきっかけの1つとして、「知る・学ぶ・理解する」体験を通じて、本市への愛着を高めるとともに、参加した事業者への好感が沸くことにつなげたいと考えております。

Q. 申し込みから事業実施までの流れを教えてください。

今年度は、次のスケジュールでの実施を予定しています。



Q. 令和8年度の実施規模としては、どれぐらいの参加を考えているのか

令和8年度については、20名程度の参加を目指しており、受入事業者としては、10社程度（1社あたり1~2名程度の参加者受入を想定）のご協力を頂きたいと考えております。

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問

(2) 申込・受入決定について

Q. 受入事業者の申込はいつまでにしたらよいのか。

5月20日(水)までに申込フォーム(web)よりお申込み下さい。

(※紙での申込を希望される場合には、書類をお送りしますのでご連絡ください。)

Q. 学生からの応募は必ずあるのか。

学生への周知・募集については、大学とも連携しながら行ってまいりますが、必ず応募があるという確約は致しかねます。予めご了承ください。

Q. 受入可能人数以上の参加者からの応募があった場合にはどのようなになるか。

事業者にご相談の上、抽選や採用面接(web)、超過人数受入などの方法により、参加者を決定します。なお、参加希望者には、第1～3希望の事業者を伺うこととしており、やむを得ず選考から漏れた参加希望者は、別の事業者につなげられるようにしたいと考えております。

Q. 学生の採用面接はできるのか。

採用面接を希望される場合には、web会議システム(Teamsなど)を活用した面接の機会を設定させていただくことを予定しています。

Q. 採用面接と就業前説明は必須なのか。

採用面接は、参加者の受入可否を判断していただくための面接であり、実施は任意です。

一方、就業前説明は、業務内容の確認や日程調整、事前の顔合わせ、持参物の確認などを目的とするもので、web面談や電話などにより、必ず実施していただくようお願いいたします。

なお、PC操作に不慣れな場合など、事業者での機会設定が難しい場合は、市がweb面談等の設定を行うことも可能ですので、その際にご相談ください。

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問

(3) 受入条件・就労ルールについて

Q. 受入を行う期間は当社の都合で設定してよいか。

受入期間内（8月8日から9月30日）であれば、御社のご都合にあわせて設定いただけます。

なお、学生のニーズとしては、夏季休暇当初（8月上旬）又は夏季休暇終盤（9月下旬）が参加しやすいとの話も伺っておりますので、判断材料の1つとしてご参照ください。

Q. 14日程度（休日含む）の受入とあるが、就労スケジュールをどう考えたらよいか。

法定労働時間（1日8時間、週40時間以内）の範囲内でスケジュールを設定してください。なお、週5日以内の就労を目安とし、1日の就労時間については、概ね6時間以上8時間以内となるようご配慮ください。

Q. 14日程度の受入とあるが、14日以上雇用を継続して行ってもよいか。

本事業としては、14日程度の受入を上限としており、補助については左記の期間を対象としています。

その上で、本事業実施期間後の雇用の継続に関しては、市として制限するものではありませんが、継続の勤務を受入の条件としない、継続にあたっては参加者の合意を得るなど、一方的な条件提示とならないよう配慮をお願いします。

Q. 他でアルバイトをしている学生を受け入れてもよいのか。

受入自体は可能です。ただし、通算労働時間により割増賃金が発生する可能性があるため、ワーキングホリデー参加期間中は他のアルバイトを控えるよう、募集時に学生へ周知しています。

Q. 残業をさせてもよいか。

原則として、法定労働時間内（1日8時間、週40時間以内）での就労を想定しています。やむを得ず時間外労働が発生する場合は、法令に基づき、必要な手続きおよび割増賃金の支払いをお願いします。

Q. 業務として車の運転をさせてもよいか。

本事業では、事業所内での就労を想定していること、運転に不慣れな参加者も多いことが予想され、事故等のリスクもあるため、運転させないようご配慮ください。

Q. 自社所在地付近には公共交通機関がないが、どのようにしたらよいか。

市として、代替交通手段の用意は致しかねますので、参加者本人が移動手段を持っていない場合は、最寄りの駅やバス停までの送迎を行うなどの対応をご検討ください。

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問

(4) 費用・補助金について

Q. 事業者が負担しなければならない費用はどのようなものがあるか。

参加者受入に要する経費の支出をお願いします。

具体的には、雇用に関する経費として賃金や労災保険料の支出、勤務に必要な経費として消耗品や作業着代などの諸経費の支出をお願いします。

Q. 有償とあるが、どの程度賃金を支払えばよいのか。

給与の額については、御社の規定に沿った賃金の支払いをお願いします。

ただし、最低賃金は必ず上回るようお願いいたします。また、給与の支払方法や時期などについては、御社の取り決めに沿って実施をお願いします。

Q. 参加者へ交通費の支給はしなくてもよいのか

この度の事業に参加する参加者については、自ら通勤することとしており、その通勤に要する交通費については、市から補助金により支援させていただくため、事業者としての支給は必要ございません。

Q. 補助金にはどのような支援があり、補助額はいくらか。

補助金は、①参加者受入支援と②交流企画支援の2種類があります。

参加者受入支援は、参加者1人につき、勤務日数×5千円で算出した額（上限5万円）を補助します。

交流企画支援は、1受入企業につき上限1万円で、開催費用が1万円を下回る場合は実費額を補助します。

Q. 補助金の申請については、いつ、どのように行ったらよいのか。

参加者の受入終了後に申請いただきます。申請時期や必要書類については、参加者決定後に市より改めてご案内するとともに、市ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

Q. 補助金を受給した場合の税務上の取り扱いはどのようになるのか。

法人の場合は雑収入として、個人事業主の場合は、雑所得として取り扱ってください。なお、税の申告に関することは最寄りの税務署などでお尋ねください。

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問

(5) 交流企画について

Q. 交流企画事業の具体的なイメージは。

本事業は、新たに知る・学ぶという体験や、人と人とのつながりをつくることを通じて、本市への愛着を高め、定住機運の醸成を図ることを目的としており、交流企画については、御社の従業員と参加者の関係性や交流が深まる取組（例：昼食会や茶話会など）や、事業所のある地域を知っていただく取組（例：地域ツアーや地域や事業所で体験できる各種活動など）の実施を想定しています。

なお、補助金の申請有無に関わらず、期間中に1回以上、必ず実施していただくようお願いいたします。（時間の決まりはございません。）

Q. 交流企画事業について補助金の対象経費に縛りはあるのか。

事業実施に要する経費については、概ね対象と考えておりますが、主なものとして、消耗品費や材料費、お茶代（酒類除く）、お弁当代などを想定しています。

なお、他の用途でも利用できると判断できる物品等（汎用性が高い物品等）は対象外となりますので、判断に迷われる際には、市にお尋ね下さい。

Q. 交流企画支援の補助金申請に必要な書類はあるのか。

交流企画支援の補助金を申請される場合は、申請書に①開催に要した費用が分かる領収書等の写しと②開催の様子が分かる写真（参加者全員が写っているもの）の添付が必要です。つきましては、交流企画実施の際は、写真の撮影をお忘れのないようご注意ください。

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問

(6) その他

Q. この事業について、市はどこまで関わるのか。

市としては、事業者と参加者のマッチングまでを対応させていただきます。
マッチング完了後に、参加者の連絡先をお伝えさせていただきますので、雇用に関するやりとりや実施に向けた必要な手続き、連絡事項の伝達、受入期間中の参加者との連絡等につきましては、対応をお願いいたします。（※特に初日については、不安な点等も多いと思いますので、細やかなサポートをお願いいたします。）

Q. 事故等が発生した場合の責任はどのようになるのか。

通常のアルバイトと同様のご対応をお願いします。
なお、参加者については、不慮の事故によるケガ等に備える傷害保険や、過失等により備品等を破損した際の個人賠償責任保険に加入いたします。

Q. 参加者にこのたびの活動や自社についての感想を聞く機会はないのか。

受入期間終了後に受入事業者および参加者に実施後アンケートをお願いすることとしております。そのアンケートの中で、受け入れていただいた事業者に対する感想等を伺う項目を設けておりますので、その結果について、御社にフィードバックすることを予定しております。

Q. 補助金申請以外に市へ提出する書類などはあるのか。

本事業の実施状況を把握するため、参加者の活動の様子が分かる写真の提供をお願いする場合があります。